

(様式第1号)

■ 会議録 □ 会議要旨

会議の名称	令和6年度 芦屋市霊園使用者選考委員会
日時	令和6年7月19日(金) 午前10時00分～午前11時30分
場所	芦屋市役所東館3階中会議室
出席者	委員長 定雪 満 委員 猿丸 宏子、藤田 尚孝、花木 宏修、越野 睦子、石戸 正、 武内 達明、大上 勉 欠席委員 なし
事務局	市民生活部環境・経済室環境課 課長 長良 晶子、 課長補佐兼霊園・火葬場係 係長 小山 陽光、担当 亀岡 学
会議の公開	■ 公開 ----- □ 非公開 □ 一部公開 会議の冒頭に諮り、出席者8人中8人の全員賛成により決定した。 〔芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開・一部公開は出席者の3分の2以上の賛成が必要〕 <非公開・一部公開とした場合の理由>
傍聴者数	0人(公開又は一部公開の場合に記入すること。)

1 会議次第

- (1) 委嘱状・任命書
- (2) 委員長選任
- (3) 報告事項  
ア 令和5年度 芦屋市霊園一般墓地使用者募集結果  
イ 令和5年度 芦屋市霊園合葬式墓地使用者募集結果
- (4) 議題  
諮問事項 一般墓地(常時募集以外)の募集について(案)
- (5) その他

2 提出資料

- (1) 令和6年度 芦屋市霊園使用者選考委員会委員名簿
- (2) 報告事項 令和5年度 芦屋市霊園一般墓地・合葬式墓地使用者募集結果
- (3) 諮問事項 一般墓地(常時募集以外)の募集について(案)
- (4) 令和6年度 一般墓地(常時募集以外)の募集区画全体図
- (5) 令和6年度 芦屋市霊園使用者選考委員会 諮問事項 概要版
- (6) 一般墓地募集のスケジュール(変更案)

3 審議内容

<事務局：長良>

ただ今より、令和6年度芦屋市霊園使用者選考委員会を開催させていただきます。

本日は、大変お忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。

本日、議事までの進行を務めさせていただきます市民生活部環境・経済室環境課の長良と申します。よろしくお願いたします。

## 【配布資料の確認】

### ＜事務局：長良＞

事前にお配りした資料から少し変更がございます。一般墓地の募集をする際に、これまで「12㎡以上」と「12㎡未満」に大きく分け、「12㎡以上」を「常時募集」とさせていただいておりましたが、直近になり、区画が少し動いているのではないかとということが分かりまして、この委員会が始まるギリギリのタイミングまで、現地を全て測らせていただきました。その結果、若干、0.1㎡未満でもズレがあることが分かりました。ただ、やはり12㎡以上の区画全体でまとまって地区が形成されているという性格上、12㎡を0.1㎡切れているからといって、一般募集に切替るのもいかなものかということがございまして、表現を「概ね12㎡以上」という形にさせていただいております。こちらは「常時募集」で変わりはありません。

その結果、「12㎡未満」とさせていただいていたところを「常時募集以外」というような表現にさせていただきました。そういったところは10㎡程度が一番大きい区画になりますので、大枠に変更はないのですが、細かな表現が変わったということで、今後公表する際も、「概ね12㎡以上」と「常時募集以外」という表記にさせていただくために、その違いがあるということで、机の上にもう一度資料をお配りさせていただいております。

## 【その他の事務手続きの確認】

### ＜事務局：長良＞

では、本日の会議は、お手元の会議次第に沿って、進めさせていただきます。

それでは、早速ですが、次第2、委嘱状・任命書の交付に移らせていただきます。

本来でしたら、公印を押したものを、市長から委嘱するところですが、本日、別の公務のため出席できませんので、簡略化いたしまして、お手元に置かせていただいておりますので、ご確認ください。

続きまして、先ほども申し上げましたが、本日市長が公務のため出席できませんので、委嘱にあたりまして、市長の代理で市民生活部長の大上よりご挨拶申し上げます。

## 【部長あいさつ】

### ＜事務局：長良＞

それでは、次に、委員と事務局職員の紹介に入らせていただきます。

名簿の順に、委員の皆様から自己紹介をお願いいたします。

## 【委員自己紹介】

### ＜事務局：長良＞

ありがとうございました。

では、引き続き事務局の紹介をさせていただきます。

## 【事務局職員自己紹介】

### ＜事務局：長良＞

それでは、次に、次第3、委員長を選任に移らせていただきます。

選考委員名簿をご用意させていただいておりますが、芦屋市霊園使用者選考委員会規則第2条第2項の規定に基づきまして、委員長は委員の互選により定めることとなっておりますが、いかがいたしましょうか。どなたか立候補される方はいらっしゃいますでしょうか。

——立候補なし——

<事務局：長良>

立候補される方がおられないようですので、事務局から委員長を提案させていただくということで、よろしいでしょうか。

——全員異議なし——

<事務局：長良>

ありがとうございます。

それでは事務局といたしましては、定雪委員に委員長をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

——全員異議なし、拍手——

<事務局：長良>

ありがとうございます。

それでは、委員長は定雪委員をお願いしたいと思います。恐れ入りますが、定雪委員長は、委員長のお席のほうへ移動をお願いいたします。

——席を移動——

<事務局：長良>

それでは、委員長、一言お願いいたします。

**【委員長挨拶】**

<事務局：長良>

ありがとうございました。

続きまして、芦屋市霊園使用者選考委員会規則第2条第4項において、「委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する」とありますので、代理する者をあらかじめ指定する必要があります。定雪委員長、指定をお願いいたします。

<定雪委員長>

それでは、大上委員にお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

——全員異議なし、拍手——

<大上委員>

了解いたしました。

**<事務局：長良>**

ありがとうございます。では、万が一の際は、職務代理者としてよろしくお願ひいたします。

続きまして、本日は、芦屋市霊園の設置及び管理に関する条例第5条の規定に基づきまして、今年度の芦屋市霊園の使用者募集に際しまして、使用者を決定する基準その他必要な事項につきまして、諮問をさせていただくものでございます。

定雪委員長のお席に諮問書の正本を、各委員のお手元にはその写しを配布させていただいておりますので、ご確認ください。

それでは、定雪委員長、議事の進行をよろしくお願ひいたします。

**<定雪委員長>**

それでは、事務局から委員の出席状況と、会議の公開と議事録の公開についての説明をお願ひいたします。

**<事務局：長良>**

本委員会の委員は8名で、本日は8名の方がご出席でございます。

芦屋市霊園使用者選考委員会規則第3条第2項の規定では、過半数以上の出席で成立となっておりますので、本委員会は成立しております。

また、会議の公開についてですが、芦屋市情報公開条例で附属機関の行う会議は、原則公開と定められております。ただし、第19条により非公開情報が含まれる事項について審議する場合、あるいは公開することにより、会議の構成又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合につきましては、出席者の3分の2以上の賛成があれば、公開しないことができるとなっております。特にご意見等がなければ公開させていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

———全員異議なし———

**<事務局：長良>**

また、議事録の公開につきましては、芦屋市情報公開条例第7条に公文書の公開義務が規定されております。この規定に非公開情報の規定がありまして、それにより判断することになりますが、本日の委員会は原則公開と考えております。そのため、本委員会は録音をさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

なお、公開内容につきましては、ご発言いただきました委員の方のお名前も含むものとなっておりますので、それについてもご了承をお願ひいたします。

また、議事録の公開にあたりましては、事前に委員長に内容の確認をしていただき、公開させていただこうと考えております。

よろしくお願ひいたします。

**<定雪委員長>**

それでは、会議の公開と議事録の公開につきましては、事務局から今説明がございました。そのとおりに取扱いをさせていただくということで、よろしいでしょうか。

———全員異議なし———

**<定雪委員長>**

ありがとうございます。  
本日、傍聴の方は、いらっしゃいますでしょうか。

**<事務局：長良>**

傍聴の方は、いらっしゃいません。

**<定雪委員長>**

分かりました。ありがとうございます。  
それでは、本日の議事に入らせていただきます。  
まず、次第4、報告事項といたしまして、令和5年度の一般墓地と合葬式墓地の募集結果について、事務局から報告をお願いいたします。

**<事務局：小山>**

(提出資料(2)報告事項 令和5年度 芦屋市霊園一般墓地・合葬式墓地使用者募集結果  
について説明)

**<定雪委員長>**

ありがとうございました。  
ただいまの報告につきまして、何かご質問等がございましたら、どなたからでも結構ですので、お願いしたいと思います。

**<越野委員>**

令和5年度は、本募集で募集された中で、応募区画数が25区画、使用許可区画数が23区画、2区画は辞退というお話だったのですが、補欠当選とかもなかったのでしょうか。

**<事務局：小山>**

ありませんでした。

**<越野委員>**

応募人数が89人で、使用許可区画数が23区画なので、希望される区画に偏りが大分あったのかなと感じるのですが、それは、年によって偏りがあるのでしょうか。  
あと、12㎡未満の区画がいくつくらいあって、12㎡以上の区画がどれくらいあるのか、全体の数を参考までに教えていただけますか。

**<事務局：長良>**

すみません。全体の数の把握は照査できておりません。  
全体の傾向としまして、1㎡から2㎡までの区画で眺望の良い地区は、年によっては1区画に対して20件の応募があることもございます。ちなみに昨年は、一番多い区画で11件の応募がありました。それ以外にも9件とか7件とか、区画によって。ただ、その9件のところは比較的大きい3㎡の区画です。

**<越野委員>**

全体図を見せていただきましたが、すごい数ですよ。

<定雪委員長>

全体で6, 200区画くらいあります。

<事務局：小山>

先ほどの11件の申込みがあったところは1.46㎡ですので、比較的コンパクトな墓地に集中したという結果です。

<花木委員>

今の倍率の件ですけれども、例えば募集期間内で、現在の倍率みたいなものをホームページに更新していくようなことができれば、一極集中を防ぐことができるのではないかと、聞いていて思いました。ただ、手間がかかることなので、もし簡単にできるのであれば、そういう方法もあるのかなと思います。

<事務局：長良>

今後の参考にさせていただきたいと思います。本募集は、受付期間自体が非常に短いということと、やはり毎日変わっていくので、どの時点で公表するか。要するに、公表したけれども、その次の日の朝にはものすごくいっぱいになっていて、聞いていた話と違うということにもなりかねませんので、公表の方法は、もう少しこちらのほうで検討させていただきたいと思います。

<越野委員>

今のところは倍率とかを公表されていないということでしょうか。

<事務局：長良>

はい。

<越野委員>

昨日、石材店さんのホームページを見ていたら、どこらへんに人気があるかというのを石材店さんは把握されていたようです。それは石材店さんが独自に調査されたということでしょうか。

<事務局：小山>

お墓を立てるとなりますと、石材店によくご相談があると思うんです。受注件数とかそういうもので把握されているのかなと思います。

<越野委員>

市としては、大体ここらへんが人気ということを出していないんですね。

<事務局：小山>

はい。

<定雪委員長>

面積が小さいほうが人気があるというのも一つだと思うんですが、それ以外に眺望とかもありますよね。芦屋市霊園は山ですから、80mくらいの高低差があったかと思います。

**<事務局：長良>**

傾向としましては、やはり眺望というのは明らかに影響があると思います。眺望が少しよろしくないところで、何年か残っている区画がございます。あと、駐車場が近くにあるか、ないかというのかなり影響があると見させていただいております。

**<定雪委員長>**

そこらへんは、行ってみないと分からないといことですね。ありがとうございます。  
ほかに、どなたかいらっしゃいますか。

**<武内委員>**

合葬式墓地には直接合葬方式と安置後合葬方式があるということですが、年間の維持管理費を教えてくださいませんか。

**<事務局：小山>**

合葬式墓地のほうは、永代の使用料をお支払いいただいて、その後に維持管理費のようなものをお支払いいただくことはないです。

**<武内委員>**

料金はどのようになっていますか。

**<事務局：小山>**

直接合葬方式のほうは1体あたり10万円、安置後合葬方式のほうは1体あたり20万円となっております。

**<武内委員>**

わかりました。

**<越野委員>**

常時募集のほうが、令和5年度は、40区画に対して決まっているのが2区画のみということで、毎年大体これぐらいですか。

**<事務局：小山>**

そうですね。数件という感じです。

**<越野委員>**

毎年この議論はされていると思いますが、小さい区画のほうニーズがあるのだとしたら、やはり大きな区画を整理するというのも。でも、道のこともあって難しいということもあると思います。

次の議題にも関係しますが、令和5年度に返還された区画もたくさんあるみたいで、だんだんと合葬方式のほうへ移行していくのかなというのは感じられますが、納骨可能数は骨壺で4,500体分、使用許可件数は1,890件となっておりますが、生前申込みが可能なので、1,890体が今入っているというわけではないですね。

**<事務局：小山>**

そうです。

<越野委員>

生前に自分と旦那様の2人分を申し込んで、後からやっぱりキャンセルするということもできますか。

<事務局：長良>

あり得ます。

<越野委員>

そのときは返金していただけるのですか。

<事務局：長良>

使用許可から3年以内であれば、7割を返還させていただくという規定になっております。

<越野委員>

3年ですか。結構短いですね。

<事務局：長良>

ただ、令和3年7月から開設しておりますので、3年以上経過したものはまだなかったので、すべて7割は返還させていただいております。

<越野委員>

使用許可がもう1,890件出ていて、令和5年度だけでも321件となれば、これがどんどん増えていくと、あっという間にいっぱいになってしまいそうですが、これは骨壺で入れるわけではなく、さらし袋で入れるから、実際にはもっと収容可能なのだと思います。でも、将来のことを考えて、全体を見直したり、この大きな区画の部分も含めた土地の再編のような形で、合葬式墓地をもう一つ増やすとか、そういったことも今検討されているのでしょうか。

<事務局：長良>

4,500体というのは、骨壺という非常に大きな大きさをカウントしておりますので、実際にさらし袋に入れると、非常に小さくなります。先日、見させていただきましたが、まだまだ余裕がある状態です。何十年先にそろそろ検討しなければならない、そのときには、墓地への考え方ももっと変わっている時代になっていると思います。次の計画は、今の合葬式墓地との位置的な関係性とか連続性とか、そういったことも含めて検討していくものと思っております。

<越野委員>

分かりました。ありがとうございます。

<定雪委員長>

ほかにないようでしたら、次に移りたいと思います。

それでは、続きまして、次第5の議題に移ります。

事務局から、諮問事項について一括して説明をお聞きして、その後、質疑応答とか順次検

討を進めてまいります。

それをこれから審議するにあたりまして、最初に審議の期限について確認をさせていただきと思うのですが、事務局から何か希望はありますか。

**<事務局：小山>**

この後、スケジュールについて説明させていただきますが、そのスケジュールの関係上、特に附帯事項等がなければ、本日付けでご答申いただければと考えております。

**<定雪委員長>**

というのも、資料を見ていたら、9月ぐらいからもう募集開始ですよ。それは、また後で説明いただきたいと思います。

それでは、審議の過程で、皆さんの同意を得ながら決めていくという形にしたいと思えます。

本日の委員会では、令和6年度の芦屋市霊園一般墓地の常時募集以外の墓地使用者を決定する基準等について審議いたします。

それでは、事務局、よろしく願いいたします。

**<事務局：小山>**

(提出資料(3)諮問事項 一般墓地(常時募集以外)の募集について(案)、(4)令和6年度 一般墓地(常時募集以外)の募集区画全体図、(5)令和6年度 芦屋市霊園使用者選考委員会 諮問事項 概要版、(6)一般墓地募集のスケジュール(変更案)について説明)

**<定雪委員長>**

ありがとうございました。

今、事務局から、令和6年度の芦屋市霊園一般墓地の常時募集以外の墓地使用者を決定する基準等について、諮問事項として説明がありました。

どなたからでも結構ですので、ご質問、ご意見等がございましたら、頂きたいと思えます。

**<石戸委員>**

(提出資料(3)4ページ) ③申込みできる方のエに「使用許可後1年以内施設の使用設備(墓石、巻石等)」とありますが、巻石だけでもいいという意味ですか。

**<定雪委員長>**

現地を見ますと、巻石だけのところが何か所か見受けられます。多分、現場が更地のままではなくて、着手した行為を指しているのかなと思ったのですが、いかがでしょうか。正確なことはちょっと分かりませんが。

**<事務局：長良>**

条例上の表現というよりは、やはり適切に維持管理をしていただく必要があります。なので、更地のまま、草ぼうぼうの状態は困りますよという意味で、きちっと適切に管理をしていただくことが本来の目的です。

園内を見させていただくと、確かに1年以内に墓石まで建立される方もいらっしゃいますけれども、巻石だけの区画も相当数ございます。少なくとも巻石ぐらいは設置をして、維

持管理を適切に行ってくださいということで対応しております。

**<石戸委員>**

では、このままでいいですね。

**<事務局：長良>**

このままで大丈夫です。

**<越野委員>**

(提出資料(3)4ページ)④複数回当選されなかった方への配慮というところで、ちょっと文章表現が分かりにくいと思います。「ただし」の後の「その回数」というのは、「4回」を指しているんですよね。

**<事務局：小山>**

そうです。

**<越野委員>**

「その」が指しているところが遠いんです。もっと近くになると、皆さん理解に苦しむのではないかなと。だから、「4回以上本募集に応募し」にするか、「4回以上応募し」の後すぐに「(その回数には2次募集は含みません。)」とカッコ書きを付けるか、近くにされたほうが分かりやすいと思います。

**<事務局：長良>**

ありがとうございます。表現を工夫させていただきます。

**<越野委員>**

もう一つ文章表現で、(提出資料(3)5ページ)⑦遵守事項のところで、イ、「1墓地(区画)には、2通以上の申込みはできません。」となっていますが、2通はできるんですか、1通しかできないんですか。どうゆうふうを受け取ったらいいのでしょうか。

**<事務局：小山>**

1通しか申込みはできないということになります。

**<越野委員>**

1通なんですね。であれば「2通以上」と書かずに「1墓地(区画)に申込みできるのは1通のみです。」とかのほうが、皆さんに分かりやすいのではないかと。「2通」が出てくると、2通できるのかなと。

ウも一緒なんですけど、「2名以上の申込みはできません。」というのは、できるのは1名なんですよ。であれば、「遺骨に対して申込みできるのは1名のみです。」と、もう少し簡単に書いていただけるとありがたいです。

**<事務局：長良>**

分かりました。ありがとうございます。

<定雪委員長>

事務局のほうで文章を修正していただきたいと思います。

<事務局：長良>

ありがとうございます。

<定雪委員長>

ほかに、どなたかいらっしゃいますか。

<花木委員>

(提出資料(3)5ページ) 遵守事項のウが、2次募集時は免除されるということなんですけど、この解釈としては、2次募集のときは、家族全員で申し込んだら、もし抽選になったときに当たる確率が上がるというようなイメージなんですか。2次募集であっても抽選が発生するケースはありますよね、同じ日に複数件あった場合。「2名以上」というのは、先ほどの説明だと、例えば、同じお骨について親族の方それぞれが申し込めるということで、そうすると、親族の方が5人おられたら、5件で申し込むと5票というカウントになるんですか。

<事務局：長良>

そうではないです。あくまでも一つのご遺骨に対しては1名しか申込みができませんので。ご親族が多いからといって、確率が上がるものではありません。

<花木委員>

そうすると、上の「2次募集時はウを除く。」というのは……。

<越野委員>

私も同じように思いました。この書き方だと、何名かで、家族で募集してもいいのかなというふうに受け取れます。

<花木委員>

文章上のことだけだと思いますので、読んで分かれば問題はないと思います。

<事務局：長良>

全体的にそういう誤解を招かないように、複数名でもう一度確認させていただくようにいたします。ありがとうございます。

<定雪委員長>

ほかに、どなたかいらっしゃいますか。

<大上委員>

2点ございます。

スケジュールの変更に関連して、委員の任期について、これまではおそらく令和5年度までのように、委嘱をさせていただき、その任期のスタートのあたりに1回目のこの選考委員会を開き、2年間の任期でお願いして、最終は2年目の2次募集が終わる、言わば3年目の6月末までという2年間になっていたのですが、過渡期できゅっと縮めたときに、今のこの

委員の皆様の任期に影響するのかを考えておかないといけないなと思いました。

もう一点は、2次募集や常時募集になると、言わば、空いたところを先着順みたいな形でお願ひすることになるので、できるだけ応募しやすいような工夫も今後必要かなと思います。そうなりますと、先ほど別の委員からもあったのですが、「ウ 既に、芦屋市霊園合葬式墓地の生前申込を行っていないこと。」とか、そういったところの条件に関して工夫があるのかなど。例えば、生前申込みを行っておられる方でも2次募集のほうには申込みをしていただけて、本当にそちらへ変えられるときは、生前申込みの権利をお返しいただくことを条件にすることも考えられると思います。

#### <事務局：長良>

1点目の任期のお話につきましては、今回は応募していただいた委員さんの公募条件も2年としましたので、2年を変えるわけにはいかないのです、次回以降、次の公募を1年半にするのか、もしくは、2年半にするのか、そこはまた考えさせていただきながら、進めたいと思っております。

2点目については、万が一、生前申込みを行っている方がやっぱり変えられて、応募したいと言われた場合には、7割ですけど返還するので先にキャンセルしてくださいと。ただ、やはり人気のある区画に応募されたら、手を挙げて落ちる場合がありますよというご案内にはなってしまうと思います。

#### <大上委員>

それはそうですね。本募集のほうはそれでいいかもしれないですが、せめて2次募集は、少しでも空いているところをお考えいただけるような条件というか、基準を、次回以降で結構ですけれども、一度考えられたらなど、改めて思いました。

#### <定雪委員長>

それは検討事項ですね。ほかに、ございますか。

#### <藤田委員>

夫婦でご両家を看ている家庭がある場合、これを読んでいると、一つしか無理なんですかね。それとも、ご両家分できるんですか。

#### <事務局：長良>

そうですね。申込者世帯が同一の場合は、やはり1通になってしまいます。

#### <藤田委員>

実際問題、奥さんのほうがこの家しかない、旦那さんのほうもこの家しかない、それで家に仏壇を2つ置いてある、お墓も別々にあると。なんとかしたいけど、一緒にはできないのかと。

#### <事務局：長良>

一緒にすることを制限しているものではございません。

#### <藤田委員>

いえ、一家で2つのお墓が欲しいというニーズもあるんです。そのときに、この考え方だと、どちらかのお墓はここへ持って来ることができるけれども、もう一方は無理となつてし

まうのかなと思ひながら拝見してはいたんですけれども。

<事務局：小山>

そこは、⑦遵守事項のアのところですが、**「原則」**と書いておはして、そういうご相談やニーズというの、普段業務をしてる中ではやはりあつたりします。その都度ケースによつて、ご相談は、ケース・バイ・ケースですが、判断させてはいただくことかなと思ひます。

<藤田委員>

あまり厳密に受け取らなくていいということですね。

今これを抜本的に見直すというのはやっぱり大変だと思ふので、個人的な意見として、興味があつたので、どうなるのだろうか。

では、芦屋市霊園の場合は、柔軟に対応はいただけると思ひていいですね。

<事務局：小山>

そうですね。

<定雪委員長>

いろんなケースがあつたと思ひますので、どうかと思ふときは、それぞれ、いろいろなご相談にのるということですね。

<事務局：長良>

もちろんです。ご相談は、いただければと思ひます。

<定雪委員長>

ほかに、どなたかごぞいますでしょうか。

<花木委員>

募集期間をずらすというのは非常にいいことだと思ふのですが、そもそもなぜ9月スタートになつたのか、その経緯は何かあるのでしょうか。

<事務局：長良>

その当時の状況を正確に把握したものではないのですが、おそらく、4月に年度が始まつて、会議を開催するのが大体6月から7月で、広報あしやに載せるのが9月。そうすると9月から募集して、10月に抽選がありまして、そこからいろいろと説明をさせていただいて、12月に締め切つてというようなお話で、このようなスケジュールになつていったのだろうかと思ひます。その程度しか、把握できておはしません。

<花木委員>

何か理由があつて9月になつてはるのであれば、後ろがずれてくると困るのかな。

あと、51・52・53地区というのは、なぜこんなに人気はないんですか。

<事務局：長良>

先ほどの人気のある区画の裏返しにもなるのですが、いろいろと園全体の道路も整備してはつてはるのですが、51・52・53地区というのは、立地的にそんなに高い位置には

なくて眺望的にあまりよろしくないということ、この近くにはあまり大きな駐車場も全部にはないということ、あと、今道路もまだきれいに拡幅できていないこと、そういったことが考えられるかなと思っております。

<花木委員>

意外と入口からは遠くなるんですか。

<事務局：長良>

そうですね。東門と西門があって、西門がこちらになります。そこまで遠いかと言われると、18・20・74地区などはもっと遠いですので、比較的近いといえば近いのですが、私も先日通りましたが、道幅が非常に狭いので、運転に自信がない方はあまり通りたくないのではないかなという気がしました。

<花木委員>

ありがとうございました。

<定雪委員長>

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

———発言者なし———

<定雪委員長>

そうしましたら、一定、ご意見、ご質問を頂いたようでございます。それに対する事務局からの回答も頂きました。この諮問に対する答申としまして、令和6年度の芦屋市霊園一般墓地の常時募集以外の墓地使用者を決定する基準等について、提案については賛同するという形でよろしいでしょうか。

———全員異議なし———

<定雪委員長>

ありがとうございます。

そうしたら、そのように答申いたします。特に附帯事項として意見は付けませんが、いろいろと委員さんから頂いた意見の中で、分かりやすい文章表現というようなご指摘も頂きましたので、今後の参考等にしていただけたらと思います。

最後に、その他としまして、事務局から何かございますか。

<事務局：小山>

ご審議のほど、ありがとうございました。諮問事項の中で議論していただいたスケジュールの部分につきまして、ご説明させていただいたとおり、今年度は、2月・3月頃にもう一度開催させていただくことになりまして、委員の皆様にはご負担をおかけすることになってしまいますけれども、ご理解賜りまして誠にありがとうございます。つきましては、年末年始ぐらいに、次回選考委員会の日程調整を、また改めてご連絡させていただきますので、どうぞよろしくお願いたします。

事務局からは以上です。

**<定雪委員長>**

ありがとうございます。

それでは、これもちまして、委員会を終了いたします。

円滑な進行にご協力いただきまして、誠にありがとうございます。今日は、お疲れ様でございました。